

暴走行為者等の認定及び行政処分事務の実施要領について（概要）

（平成10年10月23日 鹿免管第1245号）

本通達は、暴走行為者等の認定及び行政処分の実施要領について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 趣旨
- 暴走行為の認定基準
- 行政処分の実施

等である。